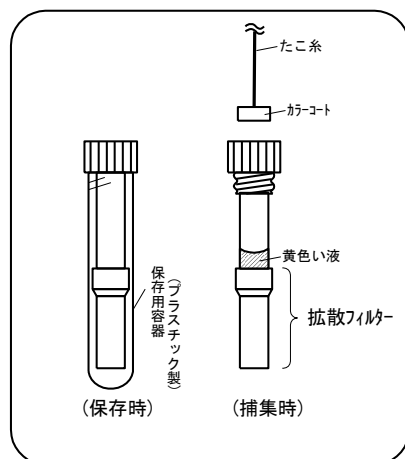


すすめていますか？

シックスクール対策

室内の空気が化学物質に汚染され、のどや眼などの刺激、めまい、頭痛などの体調不良を訴える居住者が数多く報告されています。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また多様な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれています。この症候群は幼稚園・保育園、小中高校でも発生しており、シックスクール症候群と呼ばれています。

シックスクール対策の第一歩は化学物質の濃度を測定し、現状を正確に把握することから始まります。



Q、測定の方法は？

A、ご依頼なされる方ご自身が室内の空気を補修する「パッシブ方式」と当協会の測定員が出向く「アクティブ方式」の2種類です。

Q、申込から結果送付までは？（パッシブ方式の場合）

**簡易でリーズナブルな「パッシブ方式」をおすすめします。
捕集は対象となる教室にサンプラー（左図）を8時間以上設置するだけです。**

① お電話でお申込ください。



TEL 045-773-6444

②当協会からサンプラー及び測定マニュアルなどを宅配便で送付します。

③捕集後、宅配便（着払い）にてご返送ください。

④サンプルが到着して約1週間で結果を郵送いたします。

Q、測定料金は？

測定物質	捕集方式	分析料金（円 税別）
ホルムアルデヒド	パッシブ方式	5,000／1検体
トルエン、キシレン、 パラジクロルベンゼン、 エチルベンゼン、スチレン	パッシブ方式	12,000／1検体

※アクティブ方式についての料金をご相談ください。 ※別途宅配便料金をご請求いたします。



文部科学省は 2002 年 2 月 5 日「学校環境衛生の基準」の一部改訂を発表。その改訂事項には、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンに対して教室等の定期検査などを行うことが盛り込まれ 2004 年 4 月 1 日から適用が開始されています。

子どもの健康を守るため、学校環境での化学物質の測定は欠かせません。

学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」の改訂（平成 16 年 2 月 10 日）（概要）

- 検査項目**：ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（トルエン、必要な場合はキシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）
- 検査頻度**：毎学年 1 回定期に行います（夏季に行うことが望ましい）。ただし、著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができます。
- 検査方法**：教室において授業を行う時間帯に机上の高さで 8 時間以上採取します。
ホルムアルデヒドは高速液体クロマトグラフ法、揮発性有機化合物はガスクロマトグラフ質量分析法によって行うことが規定されています。



高速液体クロマトグラフ



ガスクロマトグラフ質量分析計

● **判定基準**

検査項目	判定基準
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

- 事後措置** ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くするなど適切な措置を講じるようにする、とされています。

当協会は昭和 41 年より、空気中の有害化学物質の測定を手がけており、多くの実績があります。その知識と経験を活かし、快適で健康的な居住環境を確保するための、正確な測定データを提供します。

お問合せ
お申込は

TEL

045-773-6444

e-mail

kankyou@yobouigaku-kanagawa.or.jp